業務契約書・リース契約書

　　2020年　　12月　　28日

大阪府大阪市西成区山王1-5-30ビヤンルーチェ103

1. 甲　 住所

名前　島田　宏樹

電話番号 080－4764－3301

1. 乙　 住所　大阪府門真市沖町17-22

AXIS株式会社 代表取締役 石田　敏彦

電話番号 070－4007－8394

第１条 （業務契約書）

乙は甲に対し、甲の発展に寄与するため、SNS等の業務を通じて甲の向上に

行うサービスを提供するものとする。（本件業務契約という）

第２条 （費用）

１甲は乙に対して、本件業務契約として、費用代月額2万円を支払う。

２支払いは一括とする。

３費用は乙の指定する支払い方法に従うものとする。また、金融機関の口座に

振込送金の場合の振込手数料は甲の負担とする。

第３条 （機密保持）

１甲が本件業務契約の遂行上知り得た乙の経営内容その他業務に関連する一切の情報を

乙は、甲が事前に乙へ承諾した者以外の第三者に開示又は漏洩してはならない。

２甲は、本契約に定める秘密保持義務を遵守するため、善良なる管理者の注意をもって、

秘密情報を管理する。

３前二項の規定は本契約終了後も効力が及ぶものとする。

第４条（損害賠償）

１甲が第3条に違反した場合、乙は、甲に対し損害賠償金100万円を請求する。

２甲が本契約に違反し、乙が弁護士費用として負担した額全てを甲が負担することとする。また、支払い方法については乙が指定するものとする。

３漏洩の判断は乙の判断とする。

４本契約は終了後も効力を及ぶものとする。

第5条（契約の有効期間）

本契約の有効期間は、契約日から6ヶ月とする。

但し、甲の事情により契約を撤回する場合においては、翌月会費の1ヶ月分を

支払うものとする。

満了3ヶ月前までに(甲と乙)の双方に別段の意思表示がない場合は

自動更新とするものとする。

第6条（契約の解除）

乙は甲が本契約に違反した場合、本契約を解除することができる。

第7条（禁止事項）

１甲は乙の許可なしにLINEグループ内での斡旋、広告をしてはならない。

又、強引な勧誘なども含む。

２乙に被害者から連絡や報告も含むとする。判断は、乙が行うものとする。

第8条（信用保持）

甲または乙は、双方に信用・名誉・イメージまたはプランド価債を殴損し又はこれらに

悪影響を与えるおそれのある行為を行わないものとする。

第９条（リース契約）

１乙が甲に携帯（iPhone）をリースとして貸した場合において、破損が生じた場合の

修理費用全てを甲が支払うものとする。また、返却時には貸出した状態で返却をすること。

２劣化や破損等が、ある場合は受取時に限り甲、乙共に指摘し合い確認すること。

その後の指摘に至っては無効とする。

３返却時に破損があった場合の判断は乙の意思を優先とする。

第１０条 （反社会的勢力の排除）

１甲及び乙は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、

社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者(以下、「反社会的勢力」という)のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に

関与している法人等に属する者ではないことを表明し、かつ将来にわたっても

該当しないことを確約する。

２甲又は乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合、何らの催告をすることなく

契約を解除することができ、相手方に損害が生じてもこれを賠償することを要しない。

３反社会的勢力に該当すると認められるとき

４反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき

５反社会的勢力を利用していると認められるとき

６反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると

認められるとき 5 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

７自らまたは第三者を利用して、詐術、暴力的行為、または脅迫的な言辞を用いたとき

第１１条 （裁判管轄）

甲および乙は、本契約に関して紛争が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審の

専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。